## ○環境省令第四号

中 間 貯 蔵 環境安全事業株式会社法 (平成十五年法律第四十四号) 第二条第四項の規定に基づき、

中 間 貯 蔵 環境安全事業株式会社法施行規則 の 一 部を改正する省令を次のように定め

令和五年三月二十八日

環境大臣 西村 明宏

中 間 貯 蔵 環境安全事業株式会社法施行 規 텘 の 一 部を改正する省令

中 間 貯 蔵 • 環 境 安全事業株式会社法 施行 規則 (平成十六年環境省令第十二号) の <u>ー</u> 部を次のように

改正する。

規

定 次 0  $\mathcal{O}$ 傍 表 線 により、 を付い した部 改正 一前 分の 欄 に ように改め、 掲げる規定 改 の傍線を付した部分をこれに順次対応する改 正 前 欄 及び改一 Ē 後欄に対応して掲げるその標記 正後欄 部 に 分に二重 掲げ Ś

傍 線 を 付 L た規定 (以 下 「対象規定」 という。 は、 当 該 対象規定全体を改正 後 欄 に掲 げ る ŧ  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ ょ

うに 改 め、 改 Ē 前 欄 に掲 げ る対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げて 1 な 1 ŧ  $\mathcal{O}$ は、 これ

を削 り、 改 正 後 欄に掲げる対象規定で改正前 欄にこれに対応するものを掲げてい な VI ŧ  $\mathcal{O}$ は、 これ を

新たに追加する。

久保前・前沖線の東側端線、町道下条・北磯坂線の南側端線順次同国道の東側端線、町道下条・細谷線の南側端線、町道境界線と一般国道六号線の東側端線との交会点を起点とし、二 双葉郡双葉町の区域のうち、同郡大熊町と同郡双葉町との	六十九番地 二番地六、三百五十四番地一、三百五十四番地四及び六百八十九番地四、三百十番地五、三百五十番地六、三百五十七まで、百八十三番地九から百八十三番地十一まで、二百	<ul><li>大字小入野字東大和久百八十三番地二から百八十三番地イ~ホ (略)を除く。)</li></ul>	側端線を経て起点に至る線で囲まれた区域(次に掲げる区域線、同郡大熊町と同郡双葉町との境界線、海岸線、熊川の北号線の東側端線との交会点を起点とし、順次同国道の東側端 双葉郡大熊町の区域のうち、熊川の北側端線と一般国道六	りとする。 第三条 法第二条第四項の環境省令で定める区域は、次の表のとお(中間貯蔵に係る福島県の区域)	改 正 後
久保前・前沖線の東側端線、町道下条・北磯坂線の南側端線順次同国道の東側端線、町道下条・細谷線の南側端線、町道境界線と一般国道六号線の東側端線との交会点を起点とし、二 双葉郡双葉町の区域のうち、同郡大熊町と同郡双葉町との		(新設) イ〜ホ (略)	側端線を経て起点に至る線で囲まれた区域(次に掲げる区域線、同郡大熊町と同郡双葉町との境界線、海岸線、熊川の北号線の東側端線との交会点を起点とし、順次同国道の東側端 双葉郡大熊町の区域のうち、熊川の北側端線と一般国道六	りとする。第三条 法第二条第四項の環境省令で定める区域は、次の表のとお(中間貯蔵に係る福島県の区域)	改正前

掲げる区域を除く。) 郡双葉町との境界線を経て起点に至る線で囲まれた区域(次に 前と大字郡山字北磯坂との境界線、 字大倉田、字栗崎及び字北磯坂との境界線、 境界線、 0 ノ坪及び字大倉田との境界線、大字中野字谷地前と大字郡山 境界線、 大字新山字蓬田及び大字長塚字谷沢町と大字郡山字長橋と 大字中野字原田と大字郡山字谷地、 大字中野字江又と大字郡山字長橋及び字柳町との 海岸線、 字四斗蒔、 大字中野字羽山 同郡大熊町と同 字島

イ〜ル (略)

六十番地五、百九十二番地及び二百三十六番地地、百五十七番地二、百五十九番地三、百六十番地四、百一、大字郡山字四郎田二十九番地二、四十二番地、四十五番

リー大字郡山字関ノ入七番地、二十三番地、二十四番地一及

び二十四番地二

二十三番地一、百二十三番地二、百二十六番地二、三百三川、大字郡山字久保谷地百十九番地二、百二十一番地二、百

□ 大字郡山字南久保谷地七番地二、八番地二、十五番地二|

十三番地及び三百三十四番地

夕 大字郡山字大原山二十一番地四及び三十九番地二

及び二十五番地二

備考 この表に掲げる区域は、令和五年三月二十八日における

に掲げる区域を除く。) 郡双葉町との境界線を経て起点に至る線で囲まれた区域 前と大字郡山字北磯坂との境界線、 字大倉田、字栗崎及び字北磯坂との境界線、 境界線、 の境界線、 ノ坪及び字大倉田との境界線、 大字新山字蓬田及び大字長塚字谷沢町と大字郡山字長橋と 大字中野字原田と大字郡山字谷地 大字中野字江又と大字郡山字長橋及び字柳町との 大字中野字谷地前と大字郡山 海岸線、 字四斗蒔、 大字中野字羽山 同 郡大熊町と同 字島 次

イ〜ル (略)

(新設

(新設)

(新設)

(新設)

(新 設)

| 備考 この表に掲げる区域は、令和四年六月三十日における行

表示されたものとする。

この省令は、公布の日から施行する。

附

則

行政区画その他の区域又は道路、河川その他のものによって

示されたものとする。

政区画その他の区域又は道路、 河川その他のものによって表